

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成20年12月4日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	東3 - 370号線	新潟市東区豊1丁目181番1地先 から 新潟市東区豊1丁目180番1地先 まで	前	5.6~6.4	59.4
			後	7.2~7.4	59.4